

上三宮小学校 小規模特認校制度 Q&A

(令和8年度版)



喜多方市教育委員会

Contents

- Q1 上三宮小学校で小規模特認校制度を実施するのはなぜですか。
- Q2 特色ある教育活動には、どのようなものがありますか。
- Q3 上三宮小学校には、教員と児童は何人いますか。
- Q4 入学の条件は、具体的にはどのようになっていますか。
- Q5 就学する期間はどのようになっていますか。
- Q6 年度途中の転入学や一時的な転入学はできますか。
- Q7 入学を希望するに際し、注意すべきことはありますか。
- Q8 他市町村で小規模特認校制度を導入しているところがありますか。
- Q9 下校後、仕事の関係で、すぐには迎えに行くことはできません。子どもをみていただけたところがありますか。
- Q10 申請の方法を教えてください。

Q1 上三宮小学校で小規模特認校制度を実施するのはなぜですか。

A1 上三宮小学校では、自然に囲まれた環境を生かした学習や、上級生が下級生を支える温かい関わりが日常的に見られます。異年齢での活動も盛んで、地域の皆さんからの支援も大きな力になっています。

また、これからの社会を生きるために必要な資質・能力の一つである「コミュニケーション力」の育成を図るために、特色ある教育活動の推進に努めています。

こうした教育を、希望するご家庭のお子さんにも届けたいという思いから、小規模特認校制度を導入しています。＊1

＊1 小規模特認校制度：小規模な学校での「特色ある教育活動」等を受けさせたいという保護者の希望がある場合、一定条件のもと、上三宮小学校の通学区域外からの児童の入学・転校を認める制度です。

Q2 特色ある教育活動には、どのようなものがありますか。

A2 上三宮小学校では、「コミュニケーション力の育成」を中心に、次のような活動を行っています。特に ICT 教育 と 外国語・英語教育 に力を入れています。

(1) ICT 教育の充実

ア 国では GIGA スクール構想を進めており、児童に一人一台のタブレットを配布しました。

上三宮小学校では、その趣旨を生かして、これからの社会生活に必要な「情報活用力（情報モラルも含）」の育成について、先進的な取組を行っています。

イ 授業での ICT 機器の効果的活用

学び（探究）のツールとしての ICT 機器の活用を基本として取り組んでいます。

① 日常的、効果的な ICT 機器の活用

日常的な ICT 機器の活用によって、情報活用能力の育成を図ります。

② 海外の友好都市や他校の小学生との合同授業・交流学习の推進

オンラインを活用し、喜多方市の海外の友好都市（アメリカ合衆国・ウィルソンビル市）との交流等を図ってきました。国内（首都圏等）との小学生との交流も実施しています。他校とのオンラインの授業（特別の教科 道徳等）の授業で、多様な考えに触れる授業を行っています。

③ プログラミング学習（プログラミング的思考力の育成等）の推進のために、会津大学や関係機関等との連携を図っています。

④ ICT を有効に活用し、一人一人に応じた学習の支援や心の相談等の充実に努めています。＊2

(2) 外国語・英語教育の充実

- ア 専門教師による指導等により、使える英語の基礎の習得を目指しています。
- イ 外国語活動（英語）の時数を確保し、英語に触れる機会を多くしています。
- ウ 5，6年生は、オンラインによる外国人との英会話学習を行っています。
- エ 海外の多様な文化に触れる機会を設定しています。
- オ 学習のまとめとして、英語検定 Jr. を実施します。(5，6年生)

(3) 個に応じた指導

- ア 複式的指導の中で、自らの考えを表現し、互いに高め合う指導を行います。
- イ 「学習リーダー」制度等を導入し、子どもたちが主体的に学ぶことができるようにしています。＊3
- ウ 一人一人に応じた丁寧できめ細かな指導を行っています。

(4) 体験学習、地域との連携

- ア 学校の力を高めていくために、地域、保護者、関係機関等と連携した教育活動を進めています。＊4
- イ 地域の環境を生かした体験活動や異学年の交流活動の充実に努めています。

＊2 学校（担任等）と児童がオンラインでつながり、家庭学習やその他の事項について支援、相談を積極的に行っています。今後も多様な活用を行っていきます。

＊3 学習リーダー制度：複式学級（Q3参照）の授業で、担任が他の学年の指導をしている際に、リーダーを中心に子どもたちが協力し合って、課題を解決する学習方法です。

本校では、少人数の強みを生かし、一人一人に応じた指導の充実 {個別最適な学び（「個に応じた指導」 - 指導の個別化、学びの個別化）} を図っています。

同時に、「主体的、対話的で深い学び」の視点から協働的な学びも大切にしていく必要があります。児童同士の学び合いが深まることで、「学び方」「主体性」「協働性」等の育成を目指しており、学習リーダー制度は、その一環の学びの方法です。



＊4 連携した教育活動：例えば、クラブ活動では上三宮公民館と連携し、卓球・工芸・菓子作り等の活動を行っています。

また、その他の教育活動についても様々な支援を受けております。「学びの共同体」としての学校を目指し、保護者、地域（関係機関等）、学校が三位一体となり、双方向による交流を通して、学校力、地域力を高めていきます。

◎ 上三宮小学校は、文部科学省から「授業時数特例校」の認定を受け、一定条件のもと、授業時数を弾力的に運用し、「特色ある教育活動」の推進を図っています。

また、会津大学、その他の大学、関係機関等との連携についても積極的に取り組んでいます。

◎ 上三宮小学校の特色ある教育活動、授業時数特例校についての詳細は、上三宮小校ホームページをご覧ください。

上三宮小学校では、随時学校見学を受け入れています。興味がある方は、ぜひ、お越しください。

なお、上三宮小学校通学区域以外の方で参観を希望する場合は、事前に、上三宮小学校（Tel 0241-22-0904）までご連絡をお願いします。

◎ その他、小規模特認校制度等についてのお問い合わせは、喜多方市教育委員会学校教育課（Tel 0241-24-5314）までご連絡ください。

Q3 上三宮小学校には、教員と児童は何人いますか。

A3 令和8年度の教員数は、以下のようになっています。

- ・ 校長 1 名
- ・ 教頭 1 名
- ・ 教諭等（養護教諭を含む） 4 名
- ・ 学校事務職員 1 名
- ・ 学習指導補助員 1 名
- ・ スクール・サポート・スタッフ 1 名
- ・ 他の教員等



英語専門の教員、ALT、英語支援員、ICT 支援員は、定期的に来校しています。

児童数、学級数は、令和8年5月1日現在で、次の表のとおりです。学級は、全学級複式学級で編制されています。＊5

今年度、上三宮小学校には、特別支援学級は設置されておりません。

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合 計
児童数	1	2	7	4	5	5	24
学級数	1		1		1		3

＊5 複式学級：「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、児童数が2学年合わせて16名以下（小学校1年生を含む場合は8名以下）の場合は、2学年で1学級の複式学級となります。

Q4 入学の条件は、具体的にはどのようなになっていますか。

A4 入学の条件は、次のようになっています。

- (1) 喜多方市内に住所を有する児童であること。
- (2) 上三宮小学校の教育方針、教育活動等に賛同し、協力できること。
- (3) 保護者の責任のもと、登下校できること。
- (4) 特別な教育的支援が必要でないこと。

上記の条件のすべてを満たす者で、令和8年度上三宮小学校通学区域外の小学校1年生～6年生の児童であること。

Q5 就学する期間はどのようなになっていますか。

A5 原則、卒業するまでとしています。

尚、小規模特認校制度で上三宮小学校に転入学した児童が卒業し、中学校に進学する際には、希望があれば、喜多方市立第二中学校への進学をすることもできます。

Q6 年度途中の転入学や一時的な転入学はできますか。

A6 原則、年度途中や一時的な転入学は認めていません。

ただし、年度途中に他市町村より喜多方市内に転入し、制度を使って小規模特認校（上三宮小学校）への入学を希望する場合は、年度途中の転入学を認めています。



Q7 入学を希望するに際し、注意すべきことはありますか。

A7 申請書を提出する前に、上三宮小学校の学校見学と校長による面談をお願いしています。

学校見学をする際は、事前に、上三宮小学校（Tel 0241-22-0904）までご連絡ください。面談では、Q4、Q5の内容のほか、以下の点について確認させていただきます。

- (1) 入学希望の動機について
- (2) その他
 - ア 相談したいこと
 - イ 上三宮小学校の教育活動等に関する事項 他

Q8 他市町村で小規模特認校制度を導入しているところがありますか。

A8 福島県内では、会津若松市、郡山市、いわき市、伊達市、西郷村等で導入しています。詳細については、各市町村のホームページをご覧ください。

Q9 下校後、仕事の関係で、すぐには迎えに行くことはできません。子どもをみていただけるところはありますか。

A9 上三宮小学校の児童を対象に下校後に、学校に隣接する上三宮児童クラブを開設しております。

上三宮小学校児童クラブ入所に関する詳細は、後日、『広報きたかた』等で、お知らせします。

詳細は、喜多方市こども課（Tel 0241-23-5114）まで、問い合わせください。

Q10 申請の方法を教えてください。

A10 申請方法等は次のようになっています。

(1) 申請期間

令和8年11月2日（月）～令和8年12月18日（金）8:30～17:15

(2) 上三宮小学校に就学を希望する保護者は、喜多方市教育委員会教育部学校教育課に申請書を提出してください。

申請書は喜多方市教育委員会教育部学校教育課にございます。また、市学校教育課ホームページからもダウンロードできます。

(3) 申請された保護者の方に、審査の上、令和9年1月上旬（予定）以降、決定通知書を送付いたします。

○ 小規模特認校としての数年程度の実施期間を経て、今後の上三宮小学校のあり方について再度検討をしていく予定です。

○ 令和7年度の小規模特認校制度（上三宮小学校）に関する評価を喜多方市ホームページに掲載してありますので、ご覧ください。

<https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/gakkyou/33688.html>

○ 小規模特認校制度、上三宮小学校の特色ある教育活動について不明な点、相談したいこと等がある場合には、喜多方市教育委員会教育部学校教育課までお問い合わせください。



【問い合わせ先】

喜多方市教育委員会教育部学校教育課

〒 966 - 8601

喜多方市字御清水東7244-2

Tel 0241-24-5314

Fax 0241-25-7075

E - mail:gakkyou@city.kitakata.fukushima.jp